

# 平成17年度予算など21議案が可決 特殊勤務手当廃止、調整手当引下げ、役場庁舎建設基金条例の廃止

3月定例議会が3月7日から15日までの9日間を会期として開催されました。

今議会では、職員の特殊勤務手当の廃止、調整手当の引き下げ、役場庁舎建設基金の廃止や平成17年度予算など21議案が審議されいづれも原案のとおり可決されました。

## 議案

▼人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の制定

人事行政の公平性や透明性を確保するための地方公務員法が改正され本年4月1日から施行されたことに伴い、本町においても条例を整備した。

▼行政組織条例の一部改正

都市整備課を廃止して、所管する事務を建設課等に振り分けるなど、組織・機構の再編整備を行うもので、本条例の一部について所要の改正を行った。

▼特別職の職員で非常勤のもの

の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正

地方自治法の規定に基づいて設置した委員等のうち、大衆教授など、特定の分野における専門的な知識を有する者を任用する必要があるため、これを本条例に追加した。

▼職員の特殊勤務手当に関する条例の廃止

危険、不快及び不健康など著しく特殊な勤務に従事する職員に対し支給していた特殊勤務手当について、災害対策基本法などの規定による災害派遣手当を「一般職の職員の給与に関する条例」に移し替えて残し、それ以外の手当を

全て廃止した。

▼一般職の職員の給与に関する条例の一部改正

全職員に支給している調整手当の支給率を3%から2%に引き下げるとともに、災害派遣手当を本条例に追加した。

▼横芝町税条例の一部改正

不動産登記法の全部改正により「土地登記簿」及び「建物登記簿」が「登記簿」に改められ、本年3月7日から施行されたことに伴い、本条例の引用部分等について改正を行った。

▼集会所の設置及び管理に関する条例の一部改正

桜台集会所（北清水）が完成し、その設置を定めるため、本条例に追加した。

▼在宅重度知的障害者及びねたきり身体障害者福祉手当支給条例の一部改正

国民年金法による年金の支給額が引き下げられたことに伴い本条例の手当の額を月額1万4430円に改めた。

